

令和4年10月1日
 令和5年3月31日一部改正
 令和6年3月31日一部改正
 令和6年4月1日一部改正
 令和7年3月31日一部改正
 令和7年4月1日一部改正
 令和7年7月1日一部改正

令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給基準

給付金の名称	令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金
給付金の支給目的	<p>介護サービス事業所等（別表第1に掲げる事業所・施設等の種別をいう。以下同じ。）で働きながら資格を取得した人への報償、及びそれを掲げることで事業所内での資格取得を促進し、介護職員のキャリアアップに対する機運の向上を図る。また、介護職員が資格取得後も有資格者として継続勤務することで、介護サービス事業所等における人材定着による介護人材確保を支援する。</p>
給付金の支給対象者	<p>次に掲げる者を給付金の支給対象者とする。なお、給付金の対象になる資格及び研修はいずれか一つとし、1人一回のみの申請とする。</p> <p>(1) 大津市内の介護サービス事業所等に勤務しながら第37回（令和6年度）介護福祉士国家試験に合格し、資格登録年月日以降に、大津市内の介護サービス事業所等に継続して6か月以上就労している者</p> <p>ただし、次の各号に該当する者を除く。</p> <p>① 勤務する介護サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く）</p> <p>② 令和7年度障害福祉サービス事業所従業者等キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>③ 申請時に離職が予定されている者</p> <p>(2) 第27回（令和6年度）介護支援専門員実務研修受講試験（ケアマネジャー試験）に合格し、介護支援専門員証の</p>

	<p>交付後、大津市内の介護サービス事業所等に継続して6か月以上就労している者</p> <p>ただし、次の各号に該当する者を除く。</p> <p>① 令和8年3月31日までに介護支援専門員として6か月従事していない者</p> <p>② 令和7年度障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>③ 申請時に離職が予定されている者</p> <p>(3) 喀痰吸引研修等（第1号研修、第2号研修、第3号研修）を修了し「認定特定行為業務従事者認定証」を登録していること）、かつ、研修修了年月日以降、大津市内の介護サービス事業所等に継続して6か月以上就労している者</p> <p>ただし、次の各号に該当する者を除く。</p> <p>① 令和6年9月以前に研修を修了した者</p> <p>② 勤務する介護サービス事業者等が登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を行っていない者</p> <p>③ 勤務する介護サービス事業所等が「認定特定行為業務従事者認定証」登録時と異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く）</p> <p>④ 令和7年度障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金を申請した者</p> <p>⑤ 申請時に離職が予定されている者</p>
給付金の支給額	30,000円／1人
給付金の支給方法	<p>(1) 申請者は、「令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書」（様式第1号）を市長に提出するものとする。</p> <p>(2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給決定通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(3) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理し、給付金の</p>

	<p>交付をしないことと決定したときは、「令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請棄却（却下）決定通知書」（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。</p> <p>(4) 市長は、第1号の申請書兼請求書を受理した日から30日以内に申請者に対し、給付金を支払うものとする。</p>
給付金の支給条件	<p>(1) 給付金の総額が予算額を超える場合は、申請書兼請求書の提出順に、予算の範囲内で交付する。</p> <p>(2) 介護サービス事業所等の当該職員に対する受験、登録等の経費負担の有無に関わらず対象とする。</p>
給付金の申請期限	令和8年3月31日
様式	<p>令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書（様式第1号）</p> <p>令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給決定通知書（様式第2号）</p> <p>令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請棄却（却下）決定通知書（様式第3号）</p>
経過措置	<p>令和7年7月1日付の改正による改正後の令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給基準及び様式第1号について、令和7年7月1日以降に行われた申請について適用し、同日前に行われた申請については、なお従前の例による。</p>
担当部署	大津市健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室